

就学援助制度について

小・中学校に在学・就学予定の保護者の皆様へ

南大隅町では、経済的な理由でお困りの保護者の方に対して、就学援助制度で学用品の購入費や学校給食に係る経費などを支援しています。

○ 認定基準について

以下の基準に該当する場合に就学援助の受給を受けることができます。

- 1 南大隅町に住所（住民票上の住所）を有しており、南大隅町立の小・中学校に在学または就学予定である児童生徒がいる方
 - 2 世帯の状況が以下のいずれかに該当する方
 - ・ 生活保護を受給している
 - ・ 生活保護の停止または廃止となった
 - ・ 町民税が非課税となっている
 - ・ 国民年金保険料が免除または減免されている
 - ・ 児童扶養手当を受給している
 - ・ 保護者の職業が不安定で、生活が困難と認められるもの
 - ・ 世帯全員の収入金額が以下の収入基準額に該当する方
2人 201万円以下、3人 272万円以下、4人 338万円以下、5人 402万円以下
6人 465万円以下、7人 528万円以下
- ※ 世帯人員8人以上につきましては、南大隅町教育委員会へお問い合わせください



○ 援助内容・金額等について

費目名	内容	援助金額(年額)		備考
		小学校	中学校	
学用品費等	通常必要とする学用品の購入費	12,610円 14,780円	23,880円 26,050円	小中学校1年生 小2～6年、中2～3
新入学児童生徒学用品費	入学にあたり通常必要とする学用品の購入費	40,600円	47,400円	定額
修学旅行費	修学旅行対象者のみ	12,000円	31,000円	定額
医療費	むし歯や結膜炎等の治療費	—	—	自己負担額相当額
学校給食費	学校給食に要した給食費	11,000円	11,000円	定額

※生活保護を受給されている場合、「修学旅行費」及び「医療費」について援助が行われます。
(その他の費目については、生活保護で支給されます。)

○ 申請等について

- 1 就学援助を希望される場合は、在学する学校が示す提出期限までに申請書等を提出してください。なお、小学校就学予定者につきましては、新入学学用品費支給を希望する場合、就学を予定する前年度の11月末までに教育委員会に提出してください。
- 2 就学援助の受給対象となるかの審査については、南大隅町教育委員会において行い、審査結果については、6月末頃に各家庭に通知いたします。
なお、小学校就学予定者の申請結果については、2月末頃にお知らせします。
- 3 就学援助の支給については、各学期に行う予定です。



○ 問合せ先

南大隅町教育委員会 教育振興課 教育総務係

〒893-2501 肝属郡南大隅町根占川北226番地

TEL 0994-24-3143 ・ Fax 0994-24-3270